

(証券コード9780)

2023年6月13日

(電子提供措置の開始日 2023年6月7日)

株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

株式会社 Jリマビステム

代表取締役社長 免 出 一 郎

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第61回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.bstem.co.jp/investor/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 横浜市中区新港二丁目3番2号

グランドオリエンタルみなとみらい

5階 マグノリアルーム（末尾記載の案内図をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
- (1) 第61期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第61期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第8号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会のご来場につきましては、ご自身の健康状態をご考慮のうえ、書面による事前の議決権行使して頂くことを含めて、ご検討いただきますようお願い申し上げます。また、総会ご出席者へのおみやげをご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。
 - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

【株主総会資料の電子提供制度の施行について】

会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、従前書面でお送りしていた株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告）は、ウェブサイトに掲載して提供する方法に変更いたしました。お手数ですが、本通知記載のURLにアクセスしてご確認くださいませようお願い申し上げます。

また、本株主総会につきましては、法令および定款の定めに基づき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、すべての株主様に対して送付することといたしました。

あわせてご参照くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染対策と経済活動の両立が進み、緩やかな回復基調にありましたが、ロシアによるウクライナ侵攻による原材料及びエネルギー価格の高騰並びに米欧のインフレに伴う金利上昇及び円安の影響等もあり、未だ不透明な状況が続いております。

ビルメンテナンス業界におきましては、安全で快適な環境維持と省エネルギーに対する顧客の関心が高まっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとした今後の景気を見極めようとする動きなどから顧客の施設維持管理コストの削減意識は依然として高く、厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、日々刻々と変化する顧客の状況に柔軟に対応するため、「高度化、多様化する顧客ニーズにマッチしたサービス品質の向上」を優先的に対処すべき課題とし、より一層顧客の視点に立った専門性の高いサービスをタイムリーに提供することに努めてまいりました。

当連結会計年度の業績は、新規契約の受注に回復の兆しがみえはじめたことなどから、連結売上高合計は、前年度比3億16百万円(1.3%)増加の253億16百万円となりました。

利益につきましては、処遇改善等による人件費の上昇などにより営業利益は前年同期比87百万円(9.7%)減少の8億13百万円、保険金受領の特殊要因により経常利益は同32百万円(3.3%)増加の10億24百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年、「収益認識に関する会計基準」等の適用により税金費用が大きく減少した反動もあり、同52百万円(6.6%)減少の7億36百万円となりました。

事業の部門別売上高

(単位：百万円)

期 別 部門別	第 60 期 (2022年 3 月期)		第 61 期 (2023年 3 月期)		前連結会計年度比 増 減	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	対前連結会計 年度比
建築物総合サービス事業	24,930	99.7%	25,273	99.8%	343	1.4%
清掃業務	9,152	36.6	9,243	36.5	91	1.0
設備保守管理業務	2,863	11.4	2,846	11.2	△16	△0.6
警備業務	2,309	9.2	2,440	9.6	131	5.7
工営業務	5,061	20.3	5,060	20.0	△1	△0.0
その他	5,544	22.2	5,682	22.5	138	2.5
その他の事業	68	0.3	42	0.2	△26	△38.4
合 計	24,999	100.0	25,316	100.0	316	1.3

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。なお、本事業報告のその他項目の記載金額も表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資及び資金調達状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 58 期	第 59 期	第 60 期	第 61 期
	2020年 3 月期	2021年 3 月期	2022年 3 月期	2023年 3 月期 (当連結会計年度)
売 上 高	23,337	24,175	24,999	25,316
経 常 利 益	655	973	991	1,024
親会社株主に帰属する当期純利益	438	642	788	736
1 株当たり当期純利益	461.54円	676.11円	831.53円	410.81円
総 資 産	10,623	12,049	12,247	12,484
純 資 産	5,898	6,516	7,068	7,766

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第60期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第60期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
3. 当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の長期化により、人々の意識や生活様式は変容し、また原材料コスト物流費の大幅な上昇など、グローバルで経済や生活に大きな影響を与えており、経営環境は依然として先行き不透明な状況が続くものと予測されます。

ビルメンテナンス業界におきましては、人件費や資機材価格の上昇及び既存物件に係る顧客のコスト削減を目的とした契約価格の見直し・仕様変更の動きが懸念され、厳しい状況が続くものと見込まれます。

このような状況のもと、当社グループは、引き続き「高度化、多様化する顧客ニーズにマッチしたサービス品質の向上」を優先的に対処すべき課題とし、お客様のニーズを真摯に受け止めながら、SDGs（持続可能な開発目標）への取り組みを強化し、業務効率の更なる向上を実現すべくDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進することにより、幅広い分野において品質の高いサービスを提供できる「進化し続けるビルメンテナンス」を追求し、持続可能な社会の実現に大きく貢献してまいりたい所存であります。

また、当社は2023年度を初年度とした三か年の中期経営計画を新たに策定し、人財の確保・育成、顧客・協力会社より信頼される強固な基盤の構築、将来を見据えた強みの育成とグループ力強化を目指してまいります。

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ビステム・クリーン	15百万円	100%	建物定期清掃業
共和防災設備株式会社	10百万円	100%	消防設備点検業
株式会社関東消防機材	15百万円	100%	消防設備点検業
協栄ビル管理株式会社	39百万円	100%	建築物総合サービス業
エヌケー建物管理株式会社	10百万円	70%	マンション・ビル管理業

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

部 門	主 要 な 事 業 内 容
建築物総合サービス事業	清掃業務、設備保守管理業務、警備業務、工営業務等
そ の 他 の 事 業	トナー販売業

(注) その他の事業のトナー販売業は、2022年12月で事業を終了しております。

(7) 主要な事業所

区分	名 称	所 在 地
当 社	本 社	横浜市西区
	支 店 等	東京都台東区、千葉県中央区、さいたま市大宮区、名古屋市中区
	営 業 所	静岡県熱海市、大阪府高槻市
子 会 社	株式会社システム・クリーン	横浜市中区
	共和防災設備株式会社	横浜市港北区
	株式会社関東消防機材	東京都北区
	協栄ビル管理株式会社	京都市中京区
	エヌケー建物管理株式会社	東京都台東区

(8) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
建築物総合サービス事業	1,672名	23名増
そ の 他 の 事 業	一名	2名減
合 計	1,672名	21名増

(注) 上記従業員にはアルバイト、パート社員は含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	201 百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	201
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	201

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数…………… 5,200,000株
 (2) 発行済株式の総数…………… 1,924,898株
 (3) 株主数…………… 569名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社おとり	309 千株	17.2 %
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	137	7.6
光通信株式会社	130	7.3
ハリマビシステム社員持株会	121	6.8
中央日本土地建物株式会社	73	4.1
鴻 義 久	68	3.8
ビシステム役員持株会	52	2.9
三菱UFJ信託銀行株式会社	50	2.8
株式会社みずほ銀行	50	2.8
株式会社横浜銀行	49	2.7

- (注) 1. 持株比率は、自己株式(126,710株)を控除して計算しております。
 2. 2022年9月2日開催の取締役会決議により、2022年10月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は2,600,000株増加し、5,200,000株となっております。
 3. 2022年9月2日開催の取締役会決議により、2022年10月1日付で1株を2株に株式分割したことにより、発行済株式の総数は962,449株増加し、1,924,898株となっております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	2,100株	6名

(注) 当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、交付株式数は分割前の株式数です。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式処分

当社は、2022年7月15日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）、委任型執行役員、雇用型執行役員及び幹部社員並びに当社子会社の取締役（以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」と総称します。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に譲渡制限付株式報酬制度を導入し、対象取締役等を割当先に、譲渡制限付株式としての自己株式の処分を行いました。

- ・処分する株式の種類及び数 当社普通株式 7,750株
- ・処分した価額の総額 37百万円
- ・処分した日 2022年8月12日
- ・処分方法 第三者割当の方法による

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役会長	鴻 義 久	
※取締役社長	免 出 一 郎	
取締役副社長執行役員	鴻 義 典	品質管理推進部長
取締役常務執行役員	熊 谷 正 弘	東京本部担当
取締役常務執行役員	山 口 勝 一	神奈川本部長
取締役上席執行役員	松 谷 浩 幸	営業本部担当兼環境ソリューション推進室長
取 締 役	布 施 明 正	MOS 合同法律事務所、㈱CSSホールディングス取締役(監査等委員)
常 勤 監 査 役	本 橋 孝	
監 査 役	佐 藤 爲 昭	大英産業㈱監査役
監 査 役	小 川 晃	
監 査 役	佐 藤 秀 敏	

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 取締役布施明正氏は、社外取締役であります。
3. 監査役佐藤爲昭氏、小川晃氏及び佐藤秀敏氏は、社外監査役であります。
4. 監査役佐藤爲昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 布施明正氏、佐藤爲昭氏、小川晃氏及び佐藤秀敏氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役報酬等の総額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るよう十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることが基本方針であり、基本報酬は、月例の固定報酬とし、担当職務、各期の業績、貢献度等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

なお、当社の取締役の報酬は、固定報酬と非金銭報酬等としての譲渡制限付株式報酬により構成されております。譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を目的として、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、毎年、一定の時期に支給することとしております。

② 取締役及び監査役報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1992年6月29日開催の第30回定時株主総会において取締役の金銭報酬の額は、年額3億5千万円以内と決議されております。（当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は18名）

監査役の金銭報酬の額は、同定時株主総会において年額5千万円以内と決議されております。（当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名）

また、2022年6月29日開催の第60回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭債権の総額は、年額3千万円以内と決議されております。（当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は6名）

なお、本株主総会の承認を得て監査等委員会設置会社に移行を予定しておりますが、これに伴い第5号議案から第7号議案におきましてあらたな報酬額を決定する予定であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、当社を取り巻く環境、経営状況等を当社で最も熟知し、総合的に役員報酬額を決定できることを理由に、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長免出一郎が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。

指名報酬委員会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、個々の取締役の報酬につき、十分に審議したうえで答申するものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、答申内容を踏まえて決定をしなければならないこととする等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	145	138	—	7	6
監査役 (社外監査役を除く。)	10	10	—	—	1
社外取締役	2	2	—	—	1
社外監査役	5	5	—	—	3

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。非金銭報酬等の内容は、2. 会社の株式に関する事項(5)当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況に記載のとおりであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料の90%を当社が10%を被保険者が負担しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役布施明正氏及び社外監査役佐藤爲昭氏の兼職先は(1)に記載のとおりであります。当社と当該他の法人等の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の子な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	布 施 明 正	取締役会14回すべてに出席し、弁護士としての経験豊富な立場から発言を行っております。
社 外 監 査 役	佐 藤 爲 昭	取締役会及び監査役会14回すべてに出席し、公認会計士としての経験豊富な立場から発言を行っております。
社 外 監 査 役	小 川 晃	取締役会及び監査役会14回すべてに出席し、官庁における幹部としての経験豊富な立場から発言を行っております。
社 外 監 査 役	佐 藤 秀 敏	取締役会及び監査役会14回すべてに出席し、官民それぞれの分野における幹部としての経験豊富な立場から発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

布施明正氏には経営全般に対する監督や中長期的な企業価値の向上を図るよう意見陳述を期待しておりましたが、当該視点から積極的に発言いただくなど、社外取締役として適切な役割を果たしていただいております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	45百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

当社及びグループ各社の取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

②当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理規程に基づき当社グループ各社におけるリスク管理体制及び管理の状況を分析し、取締役会において業務に係る最適なリスク管理体制に資する適切な対策を講じる。また、リスク管理委員会により、業務一切の活動と制度並びにリスク管理状況を公正な立場で評価、指摘、指導させる。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、迅速かつ的確な経営判断の実施及び機動的な業務執行の実現を図るため、少人数で構成する取締役会運営に加えて執行役員体制により業務執行にあたる。

④取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社にわたるコンプライアンス体制の確立、浸透、定着を目指し常設の機関としてコンプライアンス委員会を設置し、委員会によりコンプライアンスに関する方針・施策を決定し、事務局が報告・相談受付やモニタリングを行う。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

i) 年4回、当社及びグループ各社の取締役が出席するグループ会社マネジメント会議を開催し、グループ各社において重要な事象が発生した場合には、当該会議における報告を義務付ける。

ii) 三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該計画を具体化するため、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算配分を定める。

iii) 内部監査部門は内部監査規程及び関係会社管理規程に基づき、グループ各社に対する年1回の内部監査を実施する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における（監査役を補助すべき）使用人に関する事項

監査役の求めがある場合、監査役の職務執行を補助する者として、内部監査部門の使用人から監査役を補助する者を任命する。

⑦前記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務執行を補助する者の任命及び解任については、監査役会の同意を必要とする。

⑧取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対し以下の事項について、定期又は随時に報告を行う。

- i) 重要会議の審議状況・業務執行状況
- ii) グループ各社の業績、財務状況、グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発生、その他重要事項
- iii) 監査役から報告を求められた場合の当該事項

⑨監査役へ報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役がその職務を適切に遂行するために発生する必要な費用の支弁を処理するとともに環境整備の確保に留意する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①内部統制システムの整備に関する体制の改定内容の周知

当社は、2015年5月1日に施行された会社法改正に対応するため、2015年5月13日開催の取締役会において当該体制の改定案について決議し、その内容を当社及びグループ各社の役職者に対し周知しております。

②職務執行の状況

当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会のほか経営企画会議を毎月定期的に開催し、各執行役員との議論をふまえて適切且つ効率的な職務及び業務の執行が図られるよう機動的な意思決定を行っております。

③当社及び子会社の管理状況

取締役及び監査役は、年4回開催される事業推進会議及びグループ会社マネジメント会議に出席し、各本部長及びグループ各社の代表取締役からの職務の執行状況を含む事業運営状況の報告を受け、重要な事象等に関する指導を行うことにより、事業運営の適正化を図っております。また、グループ全体の事業年度毎の

経営目標に基づく各部門及びグループ各社毎の目標に対する実績の報告を受け、経営目標と実績の乖離が生じないように指導するとともに、経営目標に対する取り組みの適正化を図っております。

内部監査部門は、内部監査規程及び関係会社管理規程に基づき、年間の監査計画を策定し当社及びグループ各社に対し、内部監査を実施しております。法令及び定款との適合状況も含め改善すべき事項がある場合は、代表取締役の指示により改善を図っております。

④コンプライアンスに対する取り組み

当社は、コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会を四半期毎に開催し、当社グループにおけるコンプライアンスに関する事案の対応状況等について意見交換をふまえ方針・施策を決定し、対応の適正化を図っております。また、内部通報要領を制定し、会社内外の関係者から直接相談・通報することのできる窓口を設置しております。

コンプライアンスに関する事項の周知につきましては、階層別研修、社内報掲載等を通じ継続的に周知することにより、コンプライアンスに対する意識向上に努めております。

⑤リスクに対する取り組み

当社は、当社グループにおける重大な損失、不利益等を最小限にするため、リスク管理規程を制定し、リスク管理委員会を設置することにより、当社グループにおけるリスク管理活動を実施しております。対策を講じる必要のあるリスクにつきましては、委員会の方針に基づき年度を通じて委員により適切な対策を講じるなどの活動に取り組んでおります。

年度中の活動によるリスク評価の結果につきましては、事務局より取締役会へ報告し、指導を受けることにより、リスク管理の適正化を図っております。

⑥監査役への報告

当社の常勤監査役は、子会社の監査役も兼務しており子会社の取締役会、月度報告会、その他重要な会議に出席して事業の報告を受け、必要に応じて意見を表明しております。また、コンプライアンス委員会の委員には、常勤監査役を選任しております。当社グループの役職員が監査役へ報告したことにより不利益な取扱いを受けることのないようコンプライアンス委員会として、適正且つ慎重な対処に努めております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	金 額	負 債 の 部	金 額
科 目		科 目	
流動資産	8,112,927	流動負債	3,982,352
現金及び預金	3,943,260	買掛金	1,135,559
受取手形及び売掛金	3,822,788	短期借入金	445,724
契約資産	46,388	未払金	400,634
未成業務支出金	11,709	未払法人税等	154,284
商品及び製品	7,630	契約負債	719,770
原材料及び貯蔵品	65,490	賞与引当金	312,773
その他	215,658	受注損失引当金	14,927
固定資産	4,372,057	その他	798,678
有形固定資産	1,905,184	固定負債	735,781
建物及び構築物	551,952	長期借入金	194,400
土地	1,224,851	リース債務	16,462
その他	128,379	退職給付に係る負債	405,653
無形固定資産	118,084	役員退職慰労引当金	98,261
リース資産	62	その他	21,004
その他	118,022	負債合計	4,718,134
投資その他の資産	2,348,789	純資産の部	
投資有価証券	760,551	株主資本	7,644,224
長期貸付金	57,919	資本金	654,460
保険積立金	500,479	資本剰余金	659,161
差入保証金	152,308	利益剰余金	6,587,834
投資不動産	201,412	自己株式	△ 257,231
繰延税金資産	278,292	その他の包括利益累計額	58,657
その他	464,399	その他有価証券評価差額金	64,541
貸倒引当金	△ 66,574	退職給付に係る調整累計額	△ 5,884
資産合計	12,484,984	非支配株主持分	63,969
		純資産合計	7,766,850
		負債・純資産合計	12,484,984

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	25,316,061
売上原価	22,184,866
売上総利益	3,131,195
販売費及び一般管理費	2,317,474
営業利益	813,720
営業外収益	
受取利息	3,300
受取配当金	73,535
助成金収入	4,745
保険返戻金	115,690
不動産賃貸料	26,280
その他	7,078
営業外費用	230,630
支払利息	6,442
不動産賃貸費用	10,105
持分法による投資損失	988
その他	2,438
経常利益	19,975
特別利益	1,024,376
投資有価証券売却益	9,720
特別損失	
投資有価証券売却損	1,422
投資有価証券評価損	3,052
税金等調整前当期純利益	4,474
法人税、住民税及び事業税	1,029,622
法人税等調整額	261,765
当期純利益	290,932
非支配株主に帰属する当期純利益	738,689
親会社株主に帰属する当期純利益	2,185
	736,504

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	654,460	653,496	5,940,895	△ 288,369	6,960,483
当期変動額					
剰余金の配当			△89,565		△89,565
親会社株主に帰属する 当期純利益			736,504		736,504
自己株式の取得				△513	△ 513
自己株式の処分		5,665		31,651	37,316
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	5,665	646,938	31,137	683,741
当期末残高	654,460	659,161	6,587,834	△257,231	7,644,224

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	55,843	△9,267	46,576	61,784	7,068,843
当期変動額					
剰余金の配当					△ 89,565
親会社株主に帰属する 当期純利益					736,504
自己株式の取得					△ 513
自己株式の処分					37,316
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	8,698	3,382	12,080	2,185	14,265
当期変動額合計	8,698	3,382	12,080	2,185	698,006
当期末残高	64,541	△5,884	58,657	63,969	7,766,850

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

① 連結子会社の数 5社

② 連結子会社の名称

(株)ビステム・クリーン、共和防災設備(株)、(株)関東消防機材、協栄ビル管理(株)、エヌケー建物管理(株)

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数及び名称

① 持分法適用の関連会社の数 9社

② 持分法適用の関連会社の名称

(株)モマ神奈川パートナーズ、はるひ野コミュニティサービス(株)、グリーンファシリティーズ瀬谷(株)、アートプレックス戸塚(株)、神奈川スポーツコミュニケーションズ(株)、ヨコハマしんこうパートナーズ(株)、HOR会館2PFI(株)、第二期霞が関R7(株)、(株)東京シアトリエ

(2) 持分法を適用していない関連会社の名称及び持分法を適用しない理由

① 持分法を適用していない関連会社の名称

エコテクノロジー(株)

② 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、いずれも2022年12月31日であります。

連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、2023年1月1日から2023年3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- イ. 未成業務支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ロ. 商品及び製品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ハ. 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ニ. 販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く） 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 15年～50年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用目的のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未完了契約残高のうち損失の発生が見込まれ、かつその損失見込額を合理的に見積もることができるものについて、当該損失見込額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、当社においては、2007年5月16日開催の取締役会にて、役員退職慰労金制度を廃止し、2007年6月28日開催の定時株主総会にて、同総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金を役員退職時に支給することを決議いたしました。役員退職慰労金の額は退任時に確定いたします。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。
主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 建築物総合サービス事業

当社グループは、建築物総合サービス事業において、ビルオーナーやその委託を受けたプロパティマネジメント会社等の顧客に対して、清掃や設備保守管理、改修工事等のサービスを主に提供しております。

これらのサービスは義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受、または、資産が生じるもしくは資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの進捗度に応じて収益を計上しております。

進捗度の測定は、作業日数が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、作業日数に基づくインプット法によっております。ただし、契約期間が長期にわたるPFI事業については、発生原価が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していることから、発生原価に基づくインプット法によっております。

なお、当社グループの履行義務のほとんどは1日ないし数日で充足するものであり、このように作業開始から履行義務が充足するまでの期間が短く、金額的重要性もないと見込まれる場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

② その他の事業

その他の事業（トナー販売業）及び建築物総合サービス事業のその他に含まれる一部は、商品または製品を販売する事業であり、当社グループは当該商品または製品を納品する義務を負っております。

当該履行義務は商品または製品を顧客に納品した時点で充足されるものであり、当該納品時点で収益を計上しております。

③ 支払代行業務

建築物総合サービス事業のその他に含まれる支払代行業務は、委託者と受託者との三者契約に基づき受託者への代金の支払を委託者に代わって行うほか、委託者・受託者間の調整や作業の監理立会を行う業務であることから、委託者に対するサービスを受託者に適切に履行させることが履行義務であり、当社グループは代理人に該当することから、当該業務については、委託者から受け取る額から受託者に支払う額を控除した純額を収益と認識し、履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務の額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

II. 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

2. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

連結計算書類に与える影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、繰延税金資産278,292千円であります。

当社グループは、繰延税金資産に対し、評価性引当額を計上しておりますが、そのほとんどは当社が計上したものであり、当社グループが現時点で適用を受けている税制は日本のみであります。

評価性引当額は、主に役員退職慰労引当金や投資有価証券評価損に対するものであり、その将来解消見込年度が合理的な見積可能期間を超えるもの、または現時点で解消の予定がないものであります。

評価性引当額の取り崩しは、マネジメントの決定や入手可能な証拠に基づき、確実性が相当程度高まると判断できる場合に行っております。

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって重要な見積りとなる将来の収益性については、繰延税金資産278,292千円に対し、合理的な見積可能期間にわたって十分な課税所得を得られるものと判断しております。

ただし、人材不足や採用難、オフィスビルの空室率の上昇、既存顧客からの契約解約の急増など、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす事象が発生した際には、繰延税金資産の回収可能性に悪影響を与える可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

PFI事業会社に対する以下の資産を当該会社の借入金等の担保に供しております。

流動資産「その他」	4,186千円
(短期貸付金)	
長期貸付金	39,069千円
投資有価証券	258,139千円
計	301,395千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 831,833千円

3. 当座貸越契約に係る借入未実行残高(当社借手側)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,050,000千円
借入未実行残高	—千円
差引額	1,050,000千円

4. 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高(当社貸手側)

当社においては、PFI事業会社への協調融資における劣後貸出人として、同社と劣後貸付契約を締結しております。当該契約で設定された貸出コミットメントに係る当連結会計年度末の貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	112,000千円
貸出未実行残高	—千円
差引額	112,000千円

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 1,924,898株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	44,595	50	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年11月9日 取締役会	普通株式	44,970	50	2022年9月30日	2022年12月9日

(注) 当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額は、当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	53,945	30	2023年3月31日	2023年6月30日

(注) 当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額は、当該株式分割後の配当額を記載しております。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、一時的な余資は預金を中心とした安全性の高い金融資産で運用し、資金調達は主に銀行借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、与信限度額設定要領及び経理規程に基づき、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式です。また、長期貸付金につきましては、その貸付先のほとんどは当社出資先のPFI事業会社であります。

差入保証金は、主に事業所の賃借に係る差入保証金(敷金)であり、差入先は信用度の高い企業であります。

営業債務である買掛金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。また、未払金及び未払法人税等につきましても、支払期日は1年以内であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金のほとんどは固定金利借入であります。また、ファイナンス・リースに係るリース債務は、設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注)を参照ください)。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	100,150	97,760	△2,390
その他有価証券	227,705	227,705	—
(2) 長期貸付金(*1)	65,006	66,119	1,113
(3) 差入保証金	152,308	152,196	△111
資産計	545,170	543,781	△1,389
(1) 長期借入金(*2)	613,124	612,739	△384
(2) リース債務(*3)	24,326	24,272	△54
負債計	637,450	637,012	△438

(*1)長期貸付金には、連結貸借対照表上流動資産「その他」に含めて計上している1年内回収予定の長期貸付金が含まれております。

(*2)1年内返済予定の長期借入金は、短期借入金から控除し、長期借入金に含めております。

(*3)リース債務には、連結貸借対照表上流動負債「その他」に含めて計上している1年内返済予定のリース債務が含まれております。

(注)市場価格のない株式等

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額
(1) 非上場株式	153,893
(2) 関係会社株式	278,801
合 計	432,694

これらについては、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融資産の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融資産の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	227,705	—	—	227,705
資産計	227,705	—	—	227,705

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	97,760	—	97,760
長期貸付金	—	66,119	—	66,119
差入保証金	—	152,196	—	152,196
資産計	—	316,075	—	316,075
長期借入金	—	612,739	—	612,739
リース債務	—	24,272	—	24,272
負債計	—	637,012	—	637,012

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している満期保有目的の債券は、取引金融機関から提示された価格を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローを、当該貸付に係る事業等の特性を基に、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、差入保証金(敷金)返還までの期間は、予定賃借期間としております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、当社及び連結子会社である協栄ビル管理㈱が賃貸用の建物（土地を含む。）を所有しております。2023年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は、16,175千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、時価は次のとおりであります。

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における 時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
428,803	△25,755	403,047	424,556

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 当連結会計年度増減額のうち、増加額は当社が賃貸用の建物に資本的支出をしたことによる増加（3,590千円）であり、減少額は減価償却による減少（5,296千円）、賃貸割合の変動等による減少（24,049千円）であります。
 3. 連結会計年度末の時価は、主として不動産鑑定士による「不動産鑑定評価額」を基に、自社で指標を用いて調整した金額であります。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	建築物総合サービス事業					その 他の 事業	合計
	清掃業務	設備保守管 理業務	警備業務	工営業務	その他		
一時点で移転される財又はサービス	—	—	—	—	210,210	42,129	252,339
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	9,243,775	2,846,549	2,440,870	5,060,265	5,472,260	—	25,063,721
顧客との契約から生じる収益	9,243,775	2,846,549	2,440,870	5,060,265	5,682,470	42,129	25,316,061
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	9,243,775	2,846,549	2,440,870	5,060,265	5,682,470	42,129	25,316,061

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,859,964
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,822,788
契約資産（期首残高）	24,688
契約資産（期末残高）	46,388
契約負債（期首残高）	569,448
契約負債（期末残高）	719,770

契約資産は、清掃や設備保守管理、改修工事等、履行義務が一定の期間にわたり充足されるサービスについて、期末時点でのサービスの進捗度に応じて按分し計上した収益のうち未だ請求権が発生していないものであります。契約資産は、計上した収益に対する当社グループの請求権が生じた時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

契約負債は、主に清掃や設備保守管理、改修工事等、履行義務が一定の期間にわたり充足されるサービスについて、期末時点でのサービスの進捗度に応じて按分し計上した収益の額よりも契約に基づき顧客から受け取ったまたは請求権が発生した額が上回る前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、347,860千円であります。

また、当連結会計年度において、契約負債が150,321千円増加した主な理由は、主にPFI事業において、契約に基づき顧客から受け取ったまたは請求権が発生した額がサービスの進捗度に応じて按分し計上した収益の額を上回ったことによるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超	合計
当連結会計年度末	779,600	914,630	1,255,891	2,823,689	5,773,811

なお、期間が複数年の契約のうち、当連結会計年度末までに履行が完了した部分に対する顧客にとつての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているものについては、収益認識に関する会計基準の適用指針第19項に従って、請求する権利を有している金額で収益を認識しています。従って、収益認識に関する会計基準第80-22項(2)の定めを適用し、残存履行義務に配分した取引価格の注記には含めておりません。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,283円69銭
1株当たり当期純利益	410円81銭

(注)当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,307,532	流動負債	3,698,108
現金及び預金	2,395,552	買掛金	1,107,549
売掛金	3,601,937	短期借入金	27,000
契約資産	37,871	1年内返済予定の長期借入金	470,400
商品及び製品	7,630	リース債務	4,229
原材料及び貯蔵品	58,726	未払金	224,411
前払費用	153,505	未払費用	435,425
その他	52,308	未払法人税等	139,610
固定資産	5,453,968	未払消費税等	185,457
有形固定資産	1,561,254	契約負債	716,654
建物	467,392	前受収益	939
構築物	2,349	預り金	72,173
車両運搬具	887	賞与引当金	298,802
工具器具備品	42,258	受損失引当金	14,927
土地	974,022	その他	525
建設仮勘定	56,506	固定負債	1,012,794
リース資産	17,836	長期借入金	194,400
無形固定資産	108,371	関係会社長期借入金	350,000
ソフトウェア	85,744	リース債務	13,954
リース資産	62	退職給付引当金	342,814
その他	22,565	役員退職慰労引当金	88,740
投資その他の資産	3,784,342	その他	22,884
投資有価証券	465,400	負債合計	4,710,902
関係会社株式	1,954,207	純 資 産 の 部	
出資金	13,926	株主資本	6,989,358
長期貸付金	4,069	資本金	654,460
関係会社長期貸付金	53,850	資本剰余金	659,161
破産更生債権等	38,543	資本準備金	635,900
長期前払費用	157,099	その他資本剰余金	23,261
繰延税金資産	285,189	利益剰余金	5,932,968
保険積立金	500,353	利益準備金	163,615
差入保証金	124,799	その他利益剰余金	5,769,353
その他	238,277	別途積立金	1,545,000
貸倒引当金	△ 51,374	繰越利益剰余金	4,224,353
資産合計	11,761,501	自己株式	△ 257,231
		評価・換算差額等	61,240
		その他有価証券評価差額金	61,240
		純資産合計	7,050,599
		負債・純資産合計	11,761,501

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	22,432,276
売上原価	19,840,943
売上総利益	2,591,333
販売費及び一般管理費	1,832,309
営業利益	759,024
営業外収入	
受取利息	2,954
有価証券利息	89
受取配当金	72,757
助成金収入	1,762
保険返戻金	115,690
不動産賃貸料	13,740
その他	5,855
営業外費用	
支払利息	10,691
不動産賃貸費用	5,484
その他	2,296
経常利益	953,401
特別利益	
投資有価証券売却益	2,500
特別損失	
投資有価証券評価損	3,052
税引前当期純利益	952,848
法人税、住民税及び事業税	236,183
法人税等調整額	29,136
当期純利益	687,529

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	654,460	635,900	17,596	653,496	163,615	1,545,000	3,626,390	5,335,005
当期変動額								
剰余金の配当							△ 89,565	△ 89,565
当期純利益							687,529	687,529
自己株式の取得								
自己株式の処分			5,665	5,665				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	5,665	5,665	—	—	597,963	597,963
当期末残高	654,460	635,900	23,261	659,161	163,615	1,545,000	4,224,353	5,932,968

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 288,369	6,354,592	46,758	46,758	6,401,351
当期変動額					
剰余金の配当		△ 89,565			△ 89,565
当期純利益		687,529			687,529
自己株式の取得	△ 513	△ 513			△ 513
自己株式の処分	31,651	37,316			37,316
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			14,482	14,482	14,482
当期変動額合計	31,137	634,766	14,482	14,482	649,248
当期末残高	△ 257,231	6,989,358	61,240	61,240	7,050,599

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
- ③ その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未 成 業 務 支 出 金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

商 品 及 び 製 品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

原 材 料 及 び 貯 蔵 品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

販 売 用 不 動 産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～47年

(2) 無 形 固 定 資 産

自社利用目的のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(リース資産を除く)

(3) リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 受 注 損 失 引 当 金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未完了契約残高のうち損失の発生が見込まれ、かつその損失見込額を合理的に見積もることができるものについて、当該損失見込額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
なお、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、2007年5月16日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議し、2007年6月28日開催の定時株主総会において、同総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金を役員の退任時に支給することを決議いたしました。役員の退職慰労金の額は退任時に確定いたします。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- (1) 建築物総合サービス事業 当社は、建築物総合サービス事業において、ビルオーナーやその委託を受けたプロパティマネジメント会社等の顧客に対して、清掃や設備保守管理、改修工事等のサービスを主に提供しております。
これらのサービスは義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受、または、資産が生じるもしくは資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配することから、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、サービスの進捗度に応じて収益を計上しております。
進捗度の測定は、作業日数が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していると考えられることから、作業日数に基づくインプット法によっております。ただし、契約期間が長期にわたるPFI事業については、発生原価が履行義務の充足に係る進捗度に寄与及び概ね比例していることから、発生原価に基づくインプット法によっております。
なお、当社の履行義務のほとんどは1日ないし数日で充足するものであり、このように作業開始から履行義務が充足するまでの期間が短く、金額的重要性もないと見込まれる場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

- (2) その他の事業 その他の事業（トナー販売業）及び建築物総合サービス事業のその他に含まれる一部は、商品または製品を販売する事業であり、当社は当該商品または製品を納品する義務を負っております。当該履行義務は商品または製品を顧客に納品した時点で充足されるものであり、当該納品時点で収益を計上しております。
- (3) 支払代行業務 建築物総合サービス事業のその他に含まれる支払代行業務は、委託者と受託者との三者契約に基づき受託者への代金の支払を委託者に代わって行うほか、委託者・受託者間の調整や作業の監理立会を行う業務であることから、委託者に対するサービスを受託者に適切に履行させることが履行義務であり、当社は代理人に該当することから、当該業務については、委託者から受け取る額から受託者に支払う額を控除した純額を収益と認識し、履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

II. 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

1. 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

2. 計算書類の主な項目に対する影響額 計算書類に与える影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、繰延税金資産285,189千円であります。

当社は、繰延税金資産小計399,294千円に対し、評価性引当額87,572千円を計上しております。

評価性引当額は、主に役員退職慰労引当金や投資有価証券評価損に対するものであり、その将来解消見込年度が合理的な見積可能期間を超えるもの、または現時点で解消の予定がないものであります。

評価性引当額の取り崩しは、マネジメントの決定や入手可能な証拠に基づき、確実性が相当程度高まったと判断できる場合に行っております。

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたって重要な見積りとなる将来の収益性については、繰延税金資産285,189千円に対し、合理的な見積可能期間にわたって十分な課税所得を得られるものと判断しております。

ただし、人材不足や採用難、オフィスピルの空室率の上昇、既存顧客からの契約解約の急増など、当社の業績に重要な影響を及ぼす事象が発生した際には、繰延税金資産の回収可能性に悪影響を与え

る可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

PFI事業会社に対する以下の資産を当該会社の借入金等の担保に供しております。

流動資産「その他」 (短期貸付金)	4,186千円
長期貸付金	4,069千円
関係会社長期貸付金	35,000千円
投資有価証券	19,000千円
関係会社株式	48,900千円
計	111,156千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 459,154千円

3. 当座貸越契約に係る借入未実行残高(当社借手側)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,050,000千円
借入未実行残高	—千円
差引額	1,050,000千円

4. 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高(当社貸手側)

当社は、PFI事業会社への協調融資における劣後貸出人として、同社と劣後貸付契約を締結しております。当該契約で設定された貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	112,000千円
貸出未実行残高	—千円
差引額	112,000千円

5. 関係会社に対する金銭債権債務

(1) 金銭債権

① 短期金銭債権	1,556,545千円
② 長期金銭債権	53,850千円

(2) 金銭債務

① 短期金銭債務	158,951千円
② 長期金銭債務	35,000千円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引高

営業収益	2,434,205千円
営業費用	868,731千円

(2) 営業取引以外の取引高 8,109千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記
自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	70,535	63,925	7,750	126,710

(変動事由の概要)

株式分割による増加 63,045株

単元未満株式の買取り等による増加 880株

譲渡制限付株式割当に伴う自己株式処分による減少 7,750株

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	90,566千円
未払事業税	19,606千円
貸倒引当金	15,571千円
退職給付引当金	103,907千円
役員退職慰労引当金	26,897千円
投資有価証券評価損	23,594千円
関係会社株式評価損	4,849千円
P F I長期修繕前受金	57,273千円
その他	57,026千円

繰延税金資産小計

399,294千円

評価性引当額

△87,572千円

繰延税金資産合計

311,721千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

△26,531千円

繰延税金負債合計

△26,531千円

繰延税金資産の純額

285,189千円

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	協栄ビル管理㈱	京都市中京区	39,000	建築物総合サービス事業	直接 100	—	営業取引	業務請負手数料(注1)	840	未収金	830
								建物の維持管理業務受託(注1)	188	売掛金	95
								建物の維持管理業務委託(注1)	5,503	買掛金	835
								支払利息(注2)	3,348	未払金	350
								借入金の返済(注2)	60,000	1年内返済予定の長期借入金 長期借入金	60,000 260,000
関連会社	アートブレックス戸塚㈱	横浜市西区	50,000	庁舎の運営管理業務	直接 20.0	—	営業取引	建物の維持管理業務受託(注3)	283,449	売掛金	148,778
								担保提供(注5)	10,000		
								貸出コミットメント(注6)	50,000		
関連会社	HOR2 F I 会館 P F I ㈱	東京都千代田区	10,000	議員会館の運営管理業務	直接 24.0	—	営業取引	建物の維持管理業務受託(注3)	1,218,779	売掛金	955,820
								受取利息(注4)	927	短期貸付金 長期貸付金	2,900 18,850
関連会社	第二期霞が関R7㈱	横浜市西区	30,000	庁舎の運営管理業務	直接 29.0	—	営業取引	建物の維持管理業務受託(注3)	396,617	売掛金	217,833

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。
(注2) 一般的な借入取引の際の諸条件を勘案して決定しております。
(注3) P F I 事業の入札条件により決定しております。
(注4) P F I 事業の遂行に必要な資金を拠出する目的でHOR会館2 P F I ㈱と貸付契約を締結しております。
(注5) アートブレックス戸塚㈱の株式10,000千円を同社の借入金等の担保に供しております。
(注6) P F I 事業運営のための劣後貸付契約で設定された貸出コミットメントに係る未実行残高であります。

IX. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,920円95銭
1株当たり当期純利益	383円49銭

(注) 当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社ハリマビシステム

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野明宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩下万樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハリマビシステムの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハリマビシステム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表

示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社ハリマビシステム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野明宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩下万樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハリマビシステムの2022年4月1日から2023年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役会、月度報告会、その他重要な会議に出席して事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともにその監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、新型コロナウイルス感染症に対しては、グループ従業員の安全を確保しながら適切に対応していることを確認しております。監査役会としては、今後もその対応を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社ハリマビステム 監査役会

常勤監査役	本 橋	孝 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	佐 藤	爲 昭 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	小 川	晃 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	佐 藤	秀 敏 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社の期末配当につきましては、経営及び財務の状況並びに今後の事業環境等を総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

記

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金30円
配当総額 金53,945,640円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、業務執行の決定の委任に関する規定、資本政策及び配当政策を機動的に遂行することを可能とする規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第2章 株式 (自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第2章 株式 (削 除)</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第3章 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会ならびに<u>監査等委員会</u> (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、7名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2～3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p>	<p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く)の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>4 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第25条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役への委任)</p> <p>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその 他法令に定める事項は、議事録に 記載または記録し、出席した取締 役および監査役がこれに記名押印 または電子署名する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職 務執行の対価として当会社から受 ける財産上の利益（以下「報酬 等」という。）は、株主総会の決 議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会規則) 第29条 監査等委員会に関する事項は、 法令または本定款のほか、監査等 委員会において定める監査等委員 会規則による。</p> <p>(取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事の経過の 要領およびその結果ならびにその 他法令に定める事項は、議事録に 記載または記録し、出席した取締 役がこれに記名押印または電子署 名する。</p> <p>(監査等委員会の議事録) 第31条 監査等委員会における議事の経 過の要領およびその結果ならびに その他法令に定める事項は、議事 録に記載または記録し、出席した 監査等委員がこれに記名押印また は電子署名する。</p> <p>(報酬等) 第32条 取締役の報酬、賞与その他の職 務執行の対価として当会社から受 ける財産上の利益は、監査等委員 である取締役とそれ以外の取締役 とを区別して、株主総会の決議に よって定める。</p> <p>第33条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削 除) (削 除)</p>
<p>(選任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議の方法) <u>第36条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規則) <u>第37条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録) <u>第38条</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削 除)
<p>(報酬等) <u>第39条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第40条</u> 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額を法令の限度において免除することができる。 2 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p data-bbox="105 201 423 257">第<u>41</u>条 第<u>6</u>章 計 算 (条文省略)</p> <p data-bbox="268 294 383 319">(新 設)</p> <p data-bbox="105 495 250 520">(期末配当金)</p> <p data-bbox="105 529 553 688">第<u>42</u>条 当社は株主総会の決議によつて、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p data-bbox="105 722 250 747">(中間配当金)</p> <p data-bbox="94 756 553 940">第<u>43</u>条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p data-bbox="268 968 383 993">(新 設)</p> <p data-bbox="105 1072 392 1097">第<u>44</u>条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="568 201 887 257">第<u>34</u>条 第<u>5</u>章 計 算 (現行どおり)</p> <p data-bbox="568 294 882 319">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p data-bbox="568 327 1021 459">第<u>35</u>条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によつて定めることができる。</p> <p data-bbox="568 495 833 520">(剰余金の配当の基準日)</p> <p data-bbox="568 529 1021 714">第<u>36</u>条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とし、同日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p data-bbox="616 756 1021 968">2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とし、同日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p data-bbox="616 968 1021 1050">3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p data-bbox="568 1072 857 1097">第<u>37</u>条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新 設) (新 設)	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. 当社は、第61回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる。</p> <p>2. 第61回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員(7名)は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名の選任をお願いするものであります。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おおとり よし ひさ 鴻 義 久 (1949年12月10日生)	1978年4月 当社入社 1978年5月 当社常務取締役 1984年5月 当社専務取締役 1989年5月 当社取締役副社長 1992年6月 当社代表取締役社長 1999年7月 当社代表取締役社長兼営業開発本部長 2003年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2008年6月 当社代表取締役社長 2022年6月 当社代表取締役会長(現任)	68,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	めん で いち ろう 免 出 一 郎 (1961年3月21日生)	2013年6月 三菱UFJ信託銀行㈱執行役員不動産部長 2015年6月 三菱UFJ不動産販売㈱取締役副社長 2020年4月 エム・ユー・トラスト総合管理㈱取締役副社長 兼京極運輸商事㈱非常勤監査役 2021年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長 2022年6月 当社代表取締役社長(現任)	2,000株
3	まつ たに ひろ ゆき 松 谷 浩 幸 (1964年12月16日生)	2013年4月 ㈱みずほ銀行成増支店長 2015年6月 当社取締役執行役員営業企画担当 2017年10月 当社取締役執行役員営業本部副本部長 2022年4月 当社取締役上席執行役員営業本部担当 環境ソリューション推進室長(現任)	600株
4	やま もと たけ のり ※山 本 竹 範 (1966年10月26日生)	2020年8月 ㈱横浜銀行藤沢中央支店長 2023年5月 当社顧問(現任)	一株
5	かわ さき たつ や ※川 崎 竜 哉 (1970年6月8日生)	1994年3月 当社入社 2009年6月 当社執行役員営業推進部長 2022年4月 当社上席執行役員経営企画本部副本部長 兼経営企画部長兼海外事業部長(現任)	2,000株
6	ふ せ あき まさ 布 施 明 正 (1963年6月3日生)	1995年4月 東京地方検察庁検事 2001年4月 弁護士登録 2012年4月 布施明正法律事務所 2015年6月 当社取締役(現任) 2020年12月 ㈱C S Sホールディングス取締役(監査 等委員)(現任) 2022年7月 M O S 合同法律事務所(現任)	一株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 布施明正氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
4. 布施明正氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。
5. 布施明正氏には弁護士として企業法務にも精通していることから、当社において、主に業務執行の監督機能強化への貢献及び中長期的な企業価値の向上を図るよう適時適切な助言、提言を期待しております。
6. 布施明正氏の社外取締役就任からの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、8年であ

ります。

7. 当社は、布施明正氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款の定めにより責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※本橋孝 (1957年2月27日生)	1979年4月 当社入社 2011年4月 当社監査室長 2015年6月 当社常勤監査役(現任)	7,200株
2	※佐藤爲昭 (1955年7月23日生)	1986年3月 公認会計士登録 2004年4月 ㈱トーマツ環境品質研究所代表取締役 2012年6月 ㈱パソナグループ財務経理部担当部長 2015年6月 当社監査役(現任) 2016年12月 大英産業㈱監査役(現任) 2018年8月 ㈱フィードフォース取締役(監査等委員)	一株
3	※望月典子 (1966年10月31日生)	2017年2月 ㈱横浜銀行瀬谷支店長 2022年1月 横浜振興㈱保険部長(現任)	一株
4	※野田次郎 (1957年8月5日生)	2016年9月 神奈川県警察本部総務部長 2017年10月 ㈱たいよう共済神奈川支店長 2023年3月 同社顧問(現任)	一株

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 佐藤爲昭、望月典子及び野田次郎の3氏は、社外取締役候補者であります。また、3氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
4. 佐藤爲昭氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として培われた専門的かつ豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 望月典子氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関における幹部としての豊富な経験

と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

野田次郎氏を社外取締役候補者とした理由は、官民それぞれの分野における幹部としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 佐藤爲昭氏には公認会計士として会計業務に精通していることから、当社において、主に会計に係わる監督機能強化への貢献及び中長期的な企業価値の向上を図るよう適時適切な助言、提言を期待しております。
望月典子氏には金融業務に精通していることから、当社において、主に財務会計に係わる監督機能強化への貢献及び中長期的な企業価値の向上を図るよう適時適切な助言、提言を期待しております。
野田次郎氏には官民での業務に精通していることから、当社において、主にガバナンスに係わる監督機能強化への貢献及び中長期的な企業価値の向上を図るよう適時適切な助言、提言を期待しております。
6. 佐藤爲昭氏の社外監査役就任からの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、8年であります。
7. 当社は、本橋 孝氏及び佐藤爲昭氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款の定めにより責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結しております。また、望月典子氏及び野田次郎氏との間でも、同様に責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時に同内容で更新を予定しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の現在の取締役に対する報酬等の総額は、1992年6月29日開催の第30回定時株主総会において、年額3億5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）としてご承認をいただいておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、これまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の総額を年額2億5千万円以内（うち社外取締役分は年額1千万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）といたしたく存じます。

現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役は1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役は1名）となります。

当社は、2023年3月15日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内

容に係る決定方針を定めており、この決定方針は、事業報告9ページから10ページに記載のとおりであります。本議案は、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）のこれまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案し、上記決定方針に沿うものであり、その内容は相当なものであると考えております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、1992年6月29日開催の第30回定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の、年額5千万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、指名報酬委員会の助言も踏まえ決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1992年6月29日開催の第30回定時株主総会において、年額3億5千万円以内とご承認いただいております。また、本株主総会の承認を得て監査等委員会設置会社に移行を予定しておりますが、これに伴い第5号議案におきましてあらたな報酬額を決定する予定であります。

当社は、2022年6月29日開催の第60回定時株主総会において役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしました。

今般、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式の付与のための報酬額について

本議案のとおり提案いたしたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額3千万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役は1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役は1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年14,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、9～10頁をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役員員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役員員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役員員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役員員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役員員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組

織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第8号議案 会計監査人選任の件

会計監査人有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、かなで監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がかなで監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に適したより効率的な監査業務の遂行、従来と異なる視点や手法による監査を通じた計算書類等のさらなる信頼性の向上などが期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の水準について総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2023年5月1日現在)

名 称	かなで監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋1丁目2番10号 東洋ビルディング		
沿 革	2020年10月	設立	
概 要	出資金	69百万円	
	構成人員	社員(公認会計士)	12名
		特定社員	1名
		職員(公認会計士)	32名
		職員(その他)	22名
合計		67名	

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
定時株主総会	6月下旬
同総会議決権行使基準日	3月31日
期末配当金支払基準日	3月31日
中間配当金支払基準日	9月30日
公告の方法	電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL http://www.bstem.co.jp/
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711（フリーダイヤル）

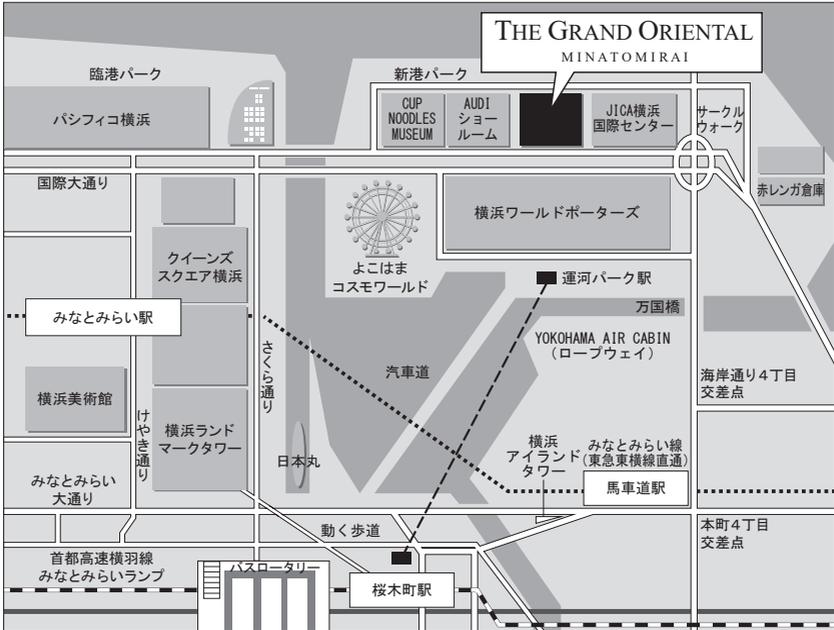
（ご注意）

1. 株主様の住所変更、買取請求、配当金の振込指定、その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

（ご案内）

少額投資非課税口座（NISA口座）における配当等のお受け取りについて
新規に購入された当社株式をNISA口座でご所有される場合、配当等につき非課税の適用を受けるためには、口座管理機関（証券会社等）を通じて配当等を受け取る方式である「株式数比例配分方式」をお選びいただく必要がございます。ご所有の株式のうち、特別口座に記録された株式をお持ちの株主様は「株式数比例配分方式」をお選びいただくことができませんのでご注意ください。
NISA口座に関する詳細につきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

定時株主総会会場ご案内図



- 会場 横浜市中区新港二丁目3番2号
グランドオリエンタルみなとみらい
5階 マグノリアルーム
電話 045(227)1222 (代表)

●交通機関

- ・みなとみらい線 みなとみらい駅より徒歩8分、馬車道駅4番万国橋出口より徒歩7分
- ・J R・横浜市営地下鉄 桜木町駅より徒歩12分

●クールビズスタイルでの株主総会開催について

株主総会当日はノー・ネクタイの軽装(クールビズスタイル)にてご対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。